

# 令和7年度（2025年度）熊本県学力・学習状況調査業務委託基本仕様書

熊本県教育庁市町村教育局義務教育課

## 1 委託業務名

令和7年度（2025年度）熊本県学力・学習状況調査業務委託

## 2 業務の目的

本県児童生徒の学力や学習状況及び教員の授業改善への取組状況等について調査・分析することにより、県教育委員会における教育施策の成果と課題を検証し、新たな取組の方向性を明らかにするとともに、各市町村教育委員会における児童生徒の学力向上に向けた施策の改善に資する。併せて、今後の学校における「確かな学力」の確実な定着を図るための指導方法の工夫や、経年比較等の分かる個人票及び個人に応じた課題克服のためのプリント等により児童生徒の主体的な学びの推進及び個に応じた指導の充実を図る。

## 3 業務内容

### (1) 令和7年度（2025年度）熊本県学力・学習状況調査問題作成（小学校・PBT方式）

#### ア 通常の調査問題

各教科の問題数は、小問で20～30問程度とし、主として知識に関する問題と主として活用に関する問題で構成すること。解答方式は選択式、短答式、記述式の3種類をバランスよく出題すること。

問題の素材や文言等については、熊本県教育委員会の指示により変更すること。

#### イ 拡大・ルビ振り調査問題

### (2) 令和7年度（2025年度）熊本県学力・学習状況調査問題作成（中学校・CBT方式）

ア 1人1台端末を用いたCBT方式で実施することとし、テキスト、図版、画像、音声、動画等を使用した問題を出題すること。なお、リスニング等では、ヘッドホンの準備ができない学校にも対応できるようにすること。

イ CBT方式で確実に実施できるようにするために、学校及び生徒が事前に模擬試験等のCBT体験ができるようにすること。

#### ウ 通常の調査問題

各教科の問題数は、小問で20～30問程度とし、主として知識に関する問題と主として活用に関する問題で構成すること。解答方式は選択式、短答式、記述式の3種類をバランスよく出題すること。

問題の素材や文言等については、熊本県教育委員会の指示により変更すること。

#### エ 拡大・ルビ振り調査問題

### (3) 児童生徒用質問紙調査作成

小学校はPBT方式、中学校はCBT方式で実施することとし、学力調査問題の結果との相関関係が分析できる質問項目とすること。

### (4) 調査実施マニュアル及び採点基準（正答例、解答類型を含む）の作成

各学校で調査を円滑に実施するために、学校用の実施マニュアル及び採点基準（正答例、解答類型を含む）を作成し、問題用紙、解答用紙と同時に配付すること。

### (5) 配送・回収

ア 配送先（配付箇所数）は次のとおりである。

- ・ 熊本県教育委員会

- ・ 教育事務所（９）※菊池教育事務所には、山鹿市教育委員会分を別途配送
- ・ 熊本県立教育センター
- ・ 市町村教育委員会（４４）※熊本市を除く
- ・ 小学校（約２４０）
- ・ 中学校（約１２０）
- ・ 義務教育学校（４）

イ 各配送先への問題用紙、解答用紙、児童生徒用質問紙、音声問題ＣＤ、調査実施マニュアル及び採点基準等の送付部数については、別途指示する。

ウ 定められた期日までに配送及び回収、データ受信等を行うこと。特に、離島等の学校については、事前に各市町村教育委員会と連絡調整すること。

また、PBTは、各学校からの解答用紙の回収を最大２回（通常分、遅れ分）行い、「５ 調査内容（３）実施時期」に示した期間に実施した分の回収が確実に出来るようにすること。

エ 配送、回収、データの受信の完了を確認するとともに、その状況を県教育委員会に文書で報告すること。

#### （６）調査実施

調査実施前、実施中、実施後に問題の疑義が発生した場合の対応を、「７ その他の留意事項（５）ア（イ）」において明確に設定しておくこと。

#### （７）採点

ア 採点は、解答類型を含め、採点基準を設定して行うとともに、正確な採点ができるよう人員を必要数確保し、採点ミスが生じない十分な配慮を行うこと。

イ 的確な誤答分析や課題の発見が行えるよう配慮すること。

#### （８）集計及び分析

ア 集計後の分析資料は、次のものを準備すること。

（ア）個人票

（イ）教科別（「知識」「活用」）正答率、達成率、全国基準に照らした偏差値平均の一覧

学級別、学校別、市町村別、教育事務所別、学校規模別、学級規模別、県全体

（ウ）教科別（「知識」「活用」）偏差値平均の分布

学級別、学校別、市町村別、教育事務所別、学校規模別、学級規模別、県全体

（エ）項目別（「知識」「活用」別、観点別、領域別）解答状況（正答率、達成率）一覧

学級別、学校別、市町村別、教育事務所別、県全体

（オ）小問別解答状況（正答率、達成率、正誤内容）一覧

学級別、学校別、市町村別、教育事務所別、県全体

（カ）無解答の割合、誤答に関する分析

（キ）質問紙個人票（児童生徒用）

（ク）質問紙調査設問別回答状況一覧

学級別、学校別、市町村別、教育事務所別、学校規模別、学級規模別、県全体

（ケ）児童生徒の課題に応じたデジタルドリル教材類

※（ア）～（ク）については、経年変化を示す。

※（ア）～（ケ）の提出方法は、紙媒体及び電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）による。

※電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）には、パスワードをかけること。

イ 「６ 納入期限」に示している県教育委員会が指定する期日までに、分析及び結果資料の作成を行うこと。

## (9) 送付

上記(8)の分析及び結果資料の送付は、次のようにすること。

### ア 県教育委員会

(ア)全国の基準値、県全体、教育事務所別、各教育事務所管内の市町村別、各教育事務所管内の学校別、県内市町村別、県内学校別のデータを紙媒体及び電子媒体で送付すること。

(イ)県内の各学校の結果資料及び児童生徒一人一人の課題に応じたデジタルドリル教材等を、Web等を通じて提供すること。PBT方式とCBT方式の結果は同一のプラットフォーム上で確認できること。

### イ 教育事務所

(ア)全国の基準値、県全体、教育事務所別、当該教育事務所管内の市町村別、当該教育事務所管内の学校別のデータを紙媒体及び電子媒体で送付すること。

※菊池教育事務所には、山鹿市教育委員会分を別途配送すること。

(イ)各管内の各学校の結果資料及び児童生徒一人一人の課題に応じたデジタルドリル教材等を、Web等を通じて提供すること。PBT方式とCBT方式の結果は同一のプラットフォーム上で確認できること。

### ウ 市町村教育委員会

(ア)全国の基準値、県全体、当該市町村全体、当該市町村内の学校別のデータを紙媒体及び電子媒体で送付すること。

(イ)各管下の各学校の結果資料及び児童生徒一人一人の課題に応じたデジタルドリル教材等を、Web等を通じて提供すること。PBT方式とCBT方式の結果は同一のプラットフォーム上で確認できること。

### エ 学校

(ア)全国の基準値、県全体、当該学校全体、当該学年別、当該学級別、当該児童生徒別のデータを紙媒体及び電子媒体で送付すること。

(イ)各学校の結果資料及び児童生徒一人一人の課題に応じたデジタルドリル教材等を、Web等を通じて提供すること。

### オ 児童生徒

(ア)個人票を紙媒体及び電子媒体で送付すること。

(イ)一人一人の課題に応じたデジタルドリル教材等を、Web等を通じて提供すること。

(ウ)問題内容ごとの正答率と目標値の比較ができ、到達度を確認することができること。

(エ)一人一人の課題に応じた学習のアドバイスを表記していること。

(オ)個人票の見方を表記していること。

(10) 調査終了後、問題については事後指導等で使用できること。

(11) 調査結果後、課題となった問題については、県内教職員の研修等で問題を使用できること。

(12) 問合わせへの対応

CBTのシステム等に関して、学校からの問合わせに迅速かつ適切に対応できる体制(コールセンター等)を整えておくこと。

(13) 疑義への対応

調査に係る疑義が生じた場合は、受託者により対応すること。

## 4 委託期間

契約締結日から、令和8年(2026年)2月27日まで

## 5 調査内容

### (1) 調査対象及び内容

県内（熊本市を除く。）の公立学校の次に掲げる学年の全ての児童生徒を対象とする。

#### ア 小学校調査（PBT方式）

調査対象：小学校3～6年、義務教育学校3～6年、特別支援学校小学部3～6年

調査教科：国語、算数（2教科）各教科45分で実施

質問紙：児童の学習に対する意識や生活についての実態に関する調査

※質問紙には、熊本県独自の調査項目を15問程度加える。

#### イ 中学校調査（CBT方式）

調査対象：中学校1～2年、義務教育学校7～8年、特別支援学校中学部1～2年

調査教科：国語、数学、英語（3教科）各教科50分で実施

質問：生徒の学習に対する意識や生活についての実態に関する調査

※質問には、熊本県独自の調査項目を15問程度加える。

### (2) 調査対象者（悉皆調査）

#### ア 小学校3～6年、義務教育学校3～6年、特別支援学校小学部3～6年

約37,000人

#### イ 中学校1～2年、義務教育学校7～8年、特別支援学校中学部1～2年

約18,000人

### (3) 実施時期

令和7年（2025年）12月1日（月）～12月9日（火）（※土、日を除く）の期間に実施するものとする。

## 6 納入期限

### (1) 調査実施マニュアル

ア 県教委宛 令和7年（2025年）10月24日（金）

イ 市町村教委宛 令和7年（2025年）10月24日（金）

ウ 各学校宛 令和7年（2025年）10月24日（金）

### (2) 調査実施に係る問題用紙等

ア 県教委宛 令和7年（2025年）11月17日（月）

イ 市町村教委宛 令和7年（2025年）11月21日（金）

ウ 各学校宛 令和7年（2025年）11月21日（金）

### (3) 調査実施後の集計及び分析結果等

ア 県教委宛 令和8年（2026年）1月16日（金）

イ 市町村教委宛 令和8年（2026年）1月19日（月）

ウ 各学校宛 令和8年（2026年）1月19日（月）

## 7 その他の留意事項

### (1) 旅費及び使用料その他作成に要する経費

作成に係る旅費及び施設の使用料その他作成に要する経費は、すべて委託費に含むものとする。

### (2) 本業務に係る職員との打合せ会議

必要に応じて、熊本県庁等で開催する。

(3) セキュリティの確保及び事故対応等

- ア 受託者は、各種セキュリティの確保に関して、義務教育課の指示に従い実施する。  
なお、受託者は、本業務に係るデータ及び書類等の漏えい、改ざん、消去及びウイルス感染等が発生することを防止し、当該データ及び書類の保管に当たり、施錠できる保管庫を用いることはもとより、保管責任者を定めて管理を徹底すること。
- イ 受託者は、契約期間中に紛失、損傷、著しい運送の遅延及びその他の運送業務に関する事故並びに火災及び盗難等の異常事態が発生した場合には、臨機の措置を講ずるとともに、直ちにその内容を義務教育課に連絡し、必要な指示を受け適切に処置すること。
- ウ 事業全体を通して想定されるリスク（個人情報及び機密情報に関する破損、紛失、漏洩）を最小化するための方策を講ずるとともに、緊急事態や不測の事態に対応するための体制を整えること。

(4) 業務受託の実績

都道府県または政令指定都市規模の受託実績があること。

(5) その他

- ア 受託者は、本業務の履行に着手する前に速やかに下記事項について書面を提出すること。
  - (ア)業務推進スケジュール
  - (イ)社内体制図等（本業務の履行を可能とする工程管理、品質管理、製品検査及び履歴管理の体制が確認できる書面）
- イ 受託者は、契約期間中、通常考えうる最大限の注意を払い、本業務を行う。
- ウ 調査問題や分析・結果資料等の納入後、不良品が発見された場合には、速やかに製造履歴を遡及し発生原因及び影響の範囲を特定し、書面により報告するとともに、義務教育課の指示に従い遅滞なく代替品を納入すること。
- エ 受託者は、受託者の故意・過失により、熊本県教育委員会が本業務における被った全ての被害について、一切の責任を負う。
- オ 受託者は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても本業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。
- カ 受託者は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、本業務のために提供された情報又は媒体を、本業務遂行以外に使用してはならない。
- キ 受託者は、提案、報告及び相談等を行う場合には、原則として書面をもって行い、内容について義務教育課の承認を得る。  
なお、義務教育課又は受託者が本業務に関し説明の必要があると認める場合には、熊本県庁内において行う。
- ク 受託者は、採択された提案内容に基づき、誠実に業務を実施すること。
- ケ 調査後の結果及び分析等の成果物の権利はすべて熊本県教育委員会に帰属すること。
- コ 仕様書に定めた事項のほか、委託業務の実施のために必要な事務が生じた場合には、県との協議のもと、適切に遂行すること。
- サ 契約の締結、委託業務の履行に関して必要な費用はすべて受託者の負担とする。
- シ 委託業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。